

# 夜久野学園サポーターの会 結クラブ 規約

## (名称)

第1条 本会は、「夜久野学園サポーターの会 結クラブ」と称する。

## (目的)

第2条 本会は、夜久野学園児童生徒の豊かな心身の育成に向けて、学習活動の支援、教育環境整備への協力を目的とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は、全保護者、夜久野学園の教育活動への支援者とする。

## (事務局及び役員)

第4条 本会の事務局は、夜久野学園内に置く。また、次の役員を置く。

会長 夜久野学園 校長

庶務 夜久野学園 教頭1名 教務主任1名

## (活動)

第5条 年間を通して、児童生徒の安全見守り、学習活動や部活動の支援、ふれあい交流、環境整備を行う。

第6条 年度末に総会を行い、1年間の総括や意見交流を行う。

## (入会・退会)

第7条 入会希望者は登録届を提出する。入会、退会の時期は問わない。

第8条 保護者は、PTAとして、児童の入学時及び転入時に入会、生徒の卒業時及び転出時に退会とする。

第9条 9年卒業時に保護者の継続確認を行う。生徒の卒業後も登録を継続する保護者は、登録継続届を事務局に提出する。